

大磯町における建築基準法による高さ制限等について

令和2年4月現在

用途地域等		第1種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	用途地域の 指定のない区域 (市街化調整区域)	
建築物の高さの最高限度		10m	13m ※1 高度地区 (最高限第1種)	15m ※1 高度地区 (最高限第2種)					10m ※2	
敷地の最低面積 (大磯町まちづくり 条例による※1)	300~ 500㎡	150㎡	135㎡			120㎡			150㎡ ※2	
	500㎡~ 3000㎡	165㎡	145㎡			130㎡			165㎡	
	3000㎡~	180㎡	165㎡						180㎡	
外壁の後退距離 ※1										
斜 線 制 限	道路斜線	適用距離	20m							
		勾配	1.25			1.5		1.25		
	隣地斜線	立ち上がり		20m			31m		20m	
		勾配		1.25			2.5		1.25	
	北側斜線	立ち上がり	5m							
		勾配	1.25							
日 影 に よ る 制 限 ※ 1	対象建築物	軒の高さ>7m 又は地上階≧3	建築物の高さ>10m						軒の高さ>7m 又は地上階≧3	
	平均地盤面からの高さ	1.5m	4m						1.5m	
	日影規制時間	(一) 3時間・2時間	(一) 3時間・2時間	(一) 4時間・ 2.5時間	(二) 5時間・3時間				イ(一) 3時間・2時間	

※1：大磯町まちづくり条例、地区計画、建築協定、風致地区、高度地区、景観法に基づく届出・規制の詳細については大磯町にお問い合わせください。

地区計画、建築協定の区域内は上記以外の制限がかかる場合があります。

※2：市街化調整区域内の建築の制限については平塚土木事務所 まちづくり推進課にお問い合わせください。